

令和元年 第22回
教育委員会臨時会会議録

令和元年11月21日（木）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2532号
令和元年第22回臨時会

日 時 令和元年11月21日(木) 午後2時00分 開会
場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	村 山 正 一
	教育企画担当課長	加 藤 豊
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	兵 藤 淳

「議題等」

日程第1 会議録の承認

日程第2 審議事項

- 1 令和元年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
- 2 港区子ども・子育て支援事業計画（素案）について
- 3 港区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則について
- 4 港区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
- 5 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則について
- 6 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成30年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る「今後の取組の方向性」の事後点検内容について
- 2 学校選択希望制集計結果について
- 3 後援名義等の10月使用承認について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の10月事業実績について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の10月の各事業別利用状況について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の12月事業予定について
- 7 図書館・郷土歴史館の10月行事实績について
- 8 図書館の10月分利用実績について
- 9 図書館・郷土歴史館の12月行事予定について
- 10 12月教育指導課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから令和元年第22回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午後2時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、薩田委員にお願いします。

日程第1 会議録の承認

○教育長 日程第1の会議録の承認に入ります。

平成31年1月8日開催の第1回定例会の会議録、平成31年1月10日開催の第1回臨時会の会議録、平成31年1月22日開催の第2回臨時会の会議録、平成31年2月6日開催の第2回定例会の会議録、平成31年2月22日開催の第3回臨時会の会議録、平成31年2月26日開催の第4回臨時会の会議録、平成31年3月4日開催の第5回臨時会会議録、平成31年3月5日開催の第6回臨時会会議録、平成31年3月6日開催の第7回臨時回の会議録、平成31年3月12日開催の第8回臨時回の会議録、平成31年3月14日開催の第3回定例会の会議録、平成31年3月26日開催の第9回臨時会の会議録につきましては、承認ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 それでは、承認することに決定いたしました。

日程第2 審議事項

- 1 令和元年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書

について

○教育長 それでは、日程第2、審議事項に入ります。

議案第74号「令和元年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、議案第74号 令和元年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてご説明をさせていただきます。資料はナンバー1、それから後ろの方にありますナンバー1-2、ナンバー1-3になります。

初めに、後ろから2番目になります資料ナンバー1-2の方をご覧ください。審議内容ですけれども、この8月27日の当教育委員会の方で、評価会議の評価委員と、今年度の管理・執行状況について、ご意見交換をしていただきました。その会議での議論を踏まえまして、今回、評価として報告書にまとめましたので、そのご審議の方をお願いいたします。

それでは、資料ナンバー1-3が報告書の概要版となっておりますので、こちらに基づいてご説明をさせていただきます。

今回は全部で6事業です。まず一番左側の特別支援教育の充実。こちらは、障害のある幼児・児童・生徒に対する特性に応じた教育活動、支援を充実させていくということで、評価としては、一番下の三次評価のところをご覧くださいと思いますけれども、「拡充」という評価をいただきました。

前回の審議の中では、令和2年4月から児童発達支援センターが開設され、就学前は福祉部門、就学後は教育委員会というように、子どもの成長に応じて対応部門が変わることで保護者が不安にならないように、出生段階から福祉部門との連携が必要だというご意見や、また、地域の保護者が孤立しないよう受け入れ体制を整えたり、特別支援教育を実施する側の人の質を向上させるというようなご意見をいただきました。

評価としましては、福祉や民間企業との連携も意識して、インクルーシブ教育システムの構築を目指し、出生から就労までを見据えた一貫した特別支援教育を推進していく必要があるが、教員等の質の向上に努める必要があるため、近隣の大学と連携して教員等の資質向上を図る必要があるということで、評価の部分をもとめさせていただきます。

次に、事業の2番、こちらも特別支援教育ですけれども、こちらはその体制の整理ということで、医療的ケア児を今年度から学校の方で受け入れを始めておりますけれども、引き続きその受け入れ体制等について今後とも協議をしていく必要があることから、こちらの事業を評価対象としました。

評価といたしましては、「拡充」という評価をいただいております。意見交換の場では、その子どもに合った提案をこちらとしては行っていくけれども、保護者が選択したことに対して、いい環境で給付を受けられるように支援していくことが重要である。また、保護者がどう理解をしていくか、保護者への説明、支援も考えていかなければいけない。医療的ケア児への支援で問題なのは、必要な支援の程度の個別性が非常に高いことで、主治医、家族の情報が学校にどう伝わるかということが問題になるので、主治医、学校医、養護教員、指導教員がつながってサポートしていける必

要があると。また、障害のある子を持っている家庭が孤立してしまうことを避けなければならないため、普通教室、特別支援教室のメリット、デメリットをしっかりと伝えて、保護者が主体的に選択できるよう体制づくりが重要であるというようなご意見をいただきました。

評価としましては、医療的ケア児の支援について、福祉や関係機関とも連携し、児童にとって最善と思われる提案をすべきだが、最終的に保護者が選択したことに対して、よりよい環境で教育を受けられるよう支援していく必要があるといった、医療的ケア児だけではなく、幅広い障害児への支援を今後とも続けていく必要があるということでございます。

続きまして、事業の3番目、ICTを活用した教育の推進。モデル校で1人1台のタブレットを今、配置していますけれども、将来的に全児童・生徒のタブレット端末1人1台の環境の実現に向けた取り組みですけれども、こちらの三次評価としては、「拡充」という評価をいただきました。

その意見交換の場では、ICTの活用が有効な教科なのか、ICTになれていない教員もいると思うので、教員間で情報を共有する必要がある。また、子どもや家庭によるICT環境の違いもあり、使う体制の問題ではなくて、どのように使うか、使い方も課題である。また、図書館へ行って調べる子どもが減ってきている。一方、ICTを活用するもの、図書館を活用して調べるもの、その使い分けも重要ではないかというご意見をいただきました。

評価としては、全校1日に行う取り組みと各学校の特性を生かした取り組みの両方を計画的に推進していくことが必要で、各学校の特性を行かした取り組みでは、教員同士が学習教材や、その効果について共有できるよう投げかける必要がある。また、児童・生徒がICTを活用する際、「何のためにICTを使用するのか」、目的を明確にして、引き続きリテラシー等についても指導していく必要があるということでございます。

次に事業の4番目になりますが、ICTを活用した生涯学習事業の推進です。こちらは、動画を活用して、時間的な制約を取り除いて、いつでも、どこでも、気軽に生涯学習を行える環境を整える事業ですけれども、三次評価としては「継続」としてあります。ご意見としては、さまざまな団体が質の高い動画も配信している試験上でもあるので、どこまで教育委員会として自前でつくるのか。また、どうクオリティの高いものをつくっていくのか検討が必要であるということと、また行政だからできるという動画を提供していかなければいけないのではないかとご意見をいただいています。

評価内容ですけれども、動画配信の閲覧者や非閲覧者に対する動画ニーズ、動画配信ニーズの把握、動画配信閲覧者に対する動画閲覧後の学習動向の把握は必要ということで、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境を整え、区民の生涯学習の機会を充実させていく必要があるということで、まとめて書かせていただいています。

次に事業の5番目、障害者スポーツの観戦・体験機会の創出の事業です。こちらについては「継続」という評価としていただいています。意見交換の場では、障害者スポーツの認知度がまだ低いため、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成も重要だが、その後も見据えて取り組んでいかなければいけない。また、スポーツをやりたいと思っても移動の問題でなかなか

できない人もいますので、そういう人への働きかけやイベントの周知も課題となるのではないかと。障害を持つ方が、地域、学校のクラブに入りやすい環境、雰囲気づくりも重要であるといったご意見をいただいています。

評価内容といたしましては、障害者が地域のサークルやスポーツクラブなどに入りやすい雰囲気づくり、環境づくりのほか、施設のアピールも必要で、障害者やその家族、介助者の方のニーズを把握することを今後検討していく必要があるというふうに、まとめさせていただいています。

最後に事業の6番、学校図書館支援機能の強化ということで、学校司書の配置を行っていますけれども、今後、学校図書館のさらなる充実を図っていくという事業ですが、三次評価としては「継続」とさせています。いただいたご意見としては、子どもがどれだけの多くの時間、本に触れることができるか。司書を置くだけではなく、司書がどう考え、読書活動を推進していくか。そこが重要ではないかというご意見でした。

評価の内容としましては、中段以降になります。学校図書館が持つ読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を高め、教職員の利活用を促進していく必要がある。そのため、学校図書館のあり方や活用方法について、ガイドライン作成や研修等を通じて、さらに支援を強化していく必要があるということで、まとめさせていただいております。

また、それぞれの評価を、三次評価を受けた内容としまして、報告書の方になりますけれども、1につきましては9ページの方をご覧ください。それぞれ各事業ごと、まず特別支援教育の充実では、今後の取り組みの方向性ということで、特別支援教室での指導の実施、学習支援員の配置、以下5番まで、それぞれ、今後、各所管課でどういった方向で取り組むかということをもとめさせていただいております。

以降、事業2につきましては14ページになります。特別支援教育体制の整備。まだ特別支援学校への送迎とか、介助員の配置方法、中学校の難聴学級の設置、高輪地区での特別支援学級の設置などの課題がありますので、引き続き、「港区における障害児支援のあり方検討会」において議論を深めていくということで、今後の取り組みの方向性を求めています。

また事業3のICTを活用した教育の推進は、報告書の19ページにあります。取り組みはICTを活用した事業の充実ということで、今、モデル校の行っている実践を広く各校に周知をしたり、また、そのモデル校の活用実態、効果を「(仮)港区ICT教育検討委員会」を設置いたしまして、将来的な学校での展開を検討していくといったような取り組みの方を、記載のとおり、こちらの方では検討しております。

事業の四つ目、ICTを活用した生涯学習事業の推進は24ページになります。動画配信に対するニーズ、学習動向への把握への取り組み、アンケートの実施など、定期的に動画の視聴会を開催したりしてニーズを把握するとともに、認知度の向上のため、各種講座で周知をしたり、「広報みなど」、教育委員会の広報紙「ひろば」等でも、積極的にPRを図っていくことをしております。

それから、5番目の事業になりますけれども、29ページ、障害者スポーツの観戦・体験機会の

創出です。こちらとしては、観戦・体験機会の充実ということで、「みなと区民スポーツ・体育祭」や「みなとパーク芝浦フェスティバル」等のイベントに合わせて、そういった機会を創出したり、あるいは障害者がスポーツを行うことができる施設、用具等について、スポーツガイドマップに掲載したり、区のホームページに掲載したりして周知を図っていくこと。

また、最後の4番目にありますが、障害者のスポーツ活動の支援ということで、障害者福祉センターを会場としたラグビー教室や、港特別支援学校で実施している講座など、今後、さらに支援内容の充実を図っていくとまとめています。

最後、6番目の学校図書館支援機能の強化については、34ページのところをご覧ください。まず小中学校への読書支援としましては、学校専用図書等の資料整備、団体貸出推進、リサイクル図書の提供のほか、児童・生徒向けの読み聞かせやブックノートなどの出張サービス等の充実を図っています。

また、調べ学習支援では、児童・生徒、教職員を対象に調べる学習講座を行い、その成果を発表できる場として、調べる学習コンクール等を開催するというような事業を予定しております。

では、以上でこちらの報告書の方をご説明させていただきましたので、ご審議の程をお願いいたします。

○教育長 説明を終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

全部見ていないのですけれども、最後に説明があった今後の取り組みの方向性、これは何か書き方が全然違うのだけれども、統一して、通しでそれぞれ読んでいない。パッとこれをここだけ見ると、違いますね。中身も含めて何かよく分からない記載もあるし。一応は全部通しで見えていますか？それぞれが作り上げたものをつづただけではなくて。

○教育長室長 確認はしたつもりです。

○教育長 では、それを言うけれども、9ページと14ページを見てください。9ページは、同じ評価でも、意見というか、こういう必要があるよという意見で、これのダイジェスト版をそのまま書いただけなのだけれども、一応はそういうものを書いて、その具体的な取り組みを1、2、3、4、5で書いているじゃないですか。ところが、14ページは違うよね、書き方が。そう意味で、見たのかと。

○教育長室長 14ページは、9ページでは具体的な取り組みをいくつか書いているのですけれども、こちらの方は、今後この検討会の方で議論をしていくということなので、そちらで具体的な事業については検討されるのかというふうに考えまして、こちらの方はこれでいいかなというふうに考えていたところなのか。

○教育長 それでいいのですか？ 取り組みの方向性ですよ。方向性を何も挙げずに、いきなり「この場で検討します」でいいのですか。今後の課題への対応だったらまだいいけれども、取り組みの方向性ですよ。19は、ICTを活用した教育の推進、これも書き方が違う。具体的な取り組みは、こちらは書いてあるけれども、前段の部分は書いていないでしょう。あと二つは見ていないけれども、どこかが統一的に見ているとは思えないのだけれども。例えば各部長がそれぞれの部で

書いているけれども、部長がほかの部を見て、この記載はおかしいよねということはやりましたか、具体的に。

○教育推進部長 すみません。自分の部のところを基本的に見たものですから。

○教育長 それじゃだめでしょう。

だって、これは教育委員会として出すんですよ、これ。学校教育部教育推進部として出す訳じゃないでしょう。というか、失礼ですよ、教育委員の先生方に。こういう見えていないものを、こういうもので出して、「これでいいですか」と言うのは。もう一回やり直しですよ、完全に、中身を含めて。

教育委員の先生方は例えば総括の表で行くと、概要が1-3で行くと、ずっと上から来て、1、2、3の評価委員の主な意見まではやりとりがあったから分かっていると思うけれども、それを受けて、この三次評価ということは、これは教育委員会としてこれでいいのですよねという確認でしょう。それをしてもらいたいでしょう。それで、なおかつそれを受けて、今後の取り組みを、さっきの9ページ、14ページとある、これはこういう方向でいいですかというのをここで審議してもらっていいですか。そういうのがちゃんとなさされていないと、資料の体をなしていないということになります。要は、教育委員会にけるレベルにないということ、先生方に意見をもらうレベルにないということです。

さらに言うと、19ページをちょっと見てもういいけれども、このICTを活用した教育の推進の4番目、「校務の効率化」に向けて云々と書いてあるのだけれども、これは、今後ICTを活用した教育の推進になるのですか？ ある意味では、教員の働き方改革に関しては、どこにも出ていない。これは、「教職員」という言葉が、評価委員の主な意見の中に入っていない。これはそういうふうな意識を変えたり、課題認識をしてもらって環境を整備してもらい、子ども向けの事業のためにこういうふうにしてもらいたいということで評価委員の先生が言っている訳で、自らの働き方改革に直結するような校務支援システム云々なんて、この中に入ってくるんですか。一言も書いていないじゃないですか、一次評価すら。

だから、はっきり言って、ちゃんと見ていないでしょうということです。

○教育長室長 今のでよろしいですか。18ページの評価委員さんの意見の中で、校務支援システムという一番右の、末松委員ですけれども、校務支援システム導入後、効率化されたと感じる教員の割合がまだ低いということで、今後も可能な対策を講じてほしいというご意見を出されています。

働き方改革の最終的な目的も、その職員の効率的な働き方で、子どもと接する時間を増やすというところなので、書き方が少し不十分かもしれませんが、項目としては、一つ関係性はあるのかなという。

○教育長 では、ここに書かないとだめですよ。どこかに書いてあるの、それが。触れられているのですか、評価の中で。

○教育長室長 評価の中では直接。全ての委員のご意見を記載しています。

○教育長 いやいや、そうじゃなくて、評価委員の先生がそういうふうに言っているのだったら、

それを受けて、教育委員会としての三次評価にそれが触れられていなければ、今後の方向性というものにつながらないではないですか。

全部、第一評価からずつつながって今後の取り組みの方向性に行くのでしょうか。それがどこかで途切れるというのは、おかしくなってしまうでしょう。「そんなの勝手に言っているのではないの、こんなことは言っていないのに」とならないですか？

○教育長室長　そこは、済みません、評価のところ少し追記させていただきます。

○教育長　いずれにしても、ちょっとまだ十分な資料ではないので、審議ができないという状況なので、これは保留にさせていただきます。申し訳ないです。

2 港区子ども・子育て支援事業計画（素案）について

○教育長　それでは、次の審議事項に移ります。議案第75号「港区子ども・子育て支援事業計画（素案）について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長　それでは、議案第75号「港区子ども・子育て支援事業計画（素案）について」ご説明いたします。資料につきましては、2-3、タブレットでは109/111をご覧ください。枠組みで審議内容を掲載しております。

審議内容といたしましては、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする港区子ども・子育て支援時計画（素案）を策定するものでございます。項番2に、子ども・子育て支援時計画のうちの教育委員会が所管する事業等を掲載しております。この報告については、11月12日の教育委員会協議においてお示ししたものと、大きく変更はございません。内容に関しましては、11月12日の教育委員会協議、11月13日の庁議での指摘を受けて一部修正をしておりますので、その内容を中心にご説明をいたします。

資料は2-4、タブレットでは111/111をご用意ください。ナンバー1につきましては、令和2年度予算の確定前であることから、その旨の注記が必要であるとともに、素案にどこまでの内容を計上するののかという整理が必要というご指摘でございました。こちら辺につきましては、素案の表紙に、令和元年11月13日時点で計画している事業を掲載している旨、及び今後の予算編成過程において、事業の追加や見直しを行う場合がある旨を追記することといたしました。

また、素案にどこまでの内容を計上するののかというところの整理につきましては、庁内の意思決定過程を経て、実施が概ね決定している事業については掲載することといたしました。そのような整理において、ナンバー1の二つ目の項目として記載しておりますが、基本方針10、子どもの未来を応援する施策の充実の（2）のところに、高校生不登校への支援を追記いたしました。この事業は、教育推進部において、令和2年度からの実施を予定している事業でございます。この事業に関しては、区における子育て支援サービスの充実を図るための庁内検討組織であります子育て支援推進会議において審議し、了承をされていることから、追記をさせていただきました。

内容は、不登校や、その状態に陥りそうな高校生の保護者を対象として、保護者の理解促進を図るとともに、個別の事情に応じた支援につながる取り組みを検討しますとしております。補足とし

まして、現時点で想定している事業内容をご説明いたしますと、高校生不登校の現状ですとか支援体制、あと家庭での保護者がどういうふうに関わり高校生のお子さんに接するのか。接し方についての講演会などを実施するという予定でございます。

学識経験者だけではなく、実際に不登校に悩むお子さんを育てた保護者の方とか、実際に不登校だった経験のある若者などを講師とできればと考えております。このほか、講演会の開催とあわせて、区の機関だけではなく、都や民間の機関、活動を含めた幅広い情報提供を行う相談の時間を設けることを検討しております。

これまで、区の教育委員会では、義務教育である小中学生に対しては保護者も含めてしっかりと支援をしてまいりましたが、高校生の保護者に対する支援が少なかったのが現状です。私立学校への支援の拡大のためや、現在、政府において令和元年度内を目途に新たな策定が進められていますが、子どもの貧困対策に関する大綱というのが策定されています。将来の貧困を予防するために、高校進学への支援強化についても言及されているということも踏まえて、新規に実施する方向で進めております。

続いて、ナンバー2でございます。指摘内容としては、次期計画は、現行計画における取組状況や成果を踏まえて策定されるべきであり、その内容を計画にも掲載するべきというものでした。前回の教育委員会協議でお示しした素案にも、取り組みの成果の記載はございましたけれども、もう少し厚めに記載が必要とのご指摘でございます。具体的には、素案の13ページ、タブレットでは18/111をご覧ください。現行計画における事業の進捗状況、幼児教育の量の見込みと確保策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を追記しまして、15ページ以降の主な取り組みの成果へとつなげております。

次に、ナンバー3の指摘でございます。幼児教育に関する計画事業として「幼稚園規模適正化の検討」というものを掲載しておりました。事業名や内容が統廃合を想起させるので、表現を改めた方がよいのではないかというご指摘をいただいております。この計画事業については、幼稚園の需要率低下が見られる中で、幼児人口の推移や就園状況、地域の状況、教育環境等を注視して、過剰供給にはならないようにしっかりと検討していくという意図で掲載しておりますが、本計画期間中の統廃合を具体的に意識したものではございません。そのため、統廃合を想起させるのご指摘をいただいた「規模適正化」という言葉は避けまして、事業名、事業内容ともに右のように修正をいたしました。

続いてナンバー4、計画策定のために実施した基礎調査資料を計画にも掲載するべきというご指摘についてです。こちらは港区子ども・子育て支援ニーズ調査結果を参考資料として、素案の79から82ページに掲載をすることといたしました。

最後にナンバー5、子どもの未来応援施策について、計画には一部の事業しか掲載していないが、100を超える事業を実施しているので、分かるようにするべきというご指摘については、現在実施している子どもの未来応援施策を一覧化したものを素案87から100ページに掲載をいたしております。

11月12日の教育委員会協議、11月13日の庁議の指摘を受けての修正は以上のとおりでございます。本日配布いたしました素案については、修正を反映したものとなっております。

説明は以上です。よろしくご審議の程をさせていただきますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

71ページのところの高校生の不登校の支援、さっき説明があったのは小中学生はもちろんやっていますと、やりますよと。どこに書いてあるのですか。

○教育企画担当課長 こちらにつきましては、素案の段階では、庁議において決定されたこの状態になってございますけれども、今後、パブリックコメントに出したりとか成案にしていく中で、しっかりとそこら辺の書き込みをしていくというふうに考えております。

○教育長 そうではなくて、今やっているのでしょうか。それについては、どこかに書いて、今やっているものが継続してやらない限りは、ここに載っかるのではないのですか。これからやる訳ではないから、小中に関しては。

○教育企画担当課長 71ページにも相談体制の整備というものがございましてけれども、そちらの方にも不登校などの課題がある家庭に対して、ソーシャルワーカーの派遣などの支援をしていますというところは、記載はしておるところでございます。

○教育長 それが小中学生でやっていること。プラス、①の高校生不登校への支援をやりますよという理解でいいですか。

○教育企画担当課長 そのような理解でよいかと思います。

○教育長 現実に、そのソーシャルワーカーが不登校の課題がある家庭に対して、どのぐらい行っているの。

○教育指導課長 今年度においては、そのようなケースはないというふうに聞いております。ただ、不登校の児童・生徒に関しては、つばさ教室ですね、そちらの方に受け入れをすることと、あとスクールカウンセラーが対応している。または、親御さんによってはNPO等の居場所の方に行って、そこと学校が連携して、登校日数としてカウントしていくとか、そういったような施策が既に行われているところです。

○教育長 質問はそういう意味ではなくて、1番の高校生の保護者を対象として理解促進、そして個別事情に応じた支援につなぐ取り組みを検討しますのだよね。

ということは、教育委員会としては、まずやらなければいけないのは、区立の小中学生、あるいは場合によっては私立の小中ですよ。それはやっているから、次に高校生へ支援を拡大する訳でしょう。だから、少なくとも高校生不登校への支援ということの同様、あるいはそれ以上のものが今なされていなければだめだね。足元をすくわれてしまうじゃないですか。だから、それをちょっと説明してください。

○教育指導課長 実際に行っていることはたくさんありますが、ここには、そのことはほとんど記載されていないという感じですね。

○教育長 では、だめですね。これをぱっと見たときに、区民の人が見たときに、「あれ、教育委

員会がやっているのに、区の教育委員会が、小中学生はやっていなくて、高校生に先にやっちゃうのはいい？」と。つまり支援をしてしまうんですかとなったときに、何と答えるの。

○教育企画担当課長 一応71ページについては、基本方針10の中で、特段計画事業としてのものについては掲載しているというような考え方でおりますし、そのうちの96ページ、97ページとかに教育委員会としてやっている、今、スクールカウンセラーの話も出ていましたけれども、そういう内容については、現状やっている内容は記載しております。

あとは、高校生の不登校への支援についても、今、結局、予算を査定中の状況でございますので、しっかりした確定の段階では、小中学生についての不登校支援等もしている中で、プラスアルファでここをやっていくのだというような記載にしっかり改めたいと考えています。

○教育長 改めたいというのは。

○教育企画担当課長 成案にしていく中で、これからパブリックコメントの意見をいただくとお思いますので、そちらの方でしっかり成案にするときに修文はしていきたいというふうに。

○教育長 つまり、高校生の不登校への支援の記載をどうのこうのと言っているのではないのですよ。これだけ見ると、第二段階で、高校生不登校への支援を、特に保護者への理解促進、個別事情に応じた支援というのをやる訳でしょう。その記載がどうのこうのではなくて。やるというのをこれから正式に予算をつけてやっていかなければいけないのだけれども、そこを問うているのではなくて、区の教育委員会なので、小中学生に対しては同様のものを行っているから、高校生への支援を始めようとしているのでしょうか。それはどこを見ればいいのかという話。

同様のこと、あるいはもっとそのレベルが高い内容で、既に小中学生、場合によって幼稚園もあるかどうか分からないけれども、不登校への支援というのはやっているのだよね。それが分かるように書かないと、高校生不登校への支援がひとり歩きしていないかと。それをここに書けということではないのだよ。これとこれを見れば、ああ、そうか、ここはもう既にやっているのだよ、その上で高校生の支援をやるのでというのが分かるようにしておかなければだめでしょう。それは、パッと見たときに、疑問が生じてしまうから。

しかも、さっきの教育指導課長、スクールカウンセラー云々と具体的なことを書いているのだけれども、ほとんど実績がないと。では、それは変えなければいけないのではないかと。

○教育指導課長 今年はないですが、去年のものを今出してもらったのですけれども、去年は合わせて9ケース扱っております。

○教育長 それでいいのですかとなるでしょう、ほかのことをやらなくて。それも、小中学生を対象の部分でそれだけでいいのか。あるいは、やるなどは言っていないけれども、ほかのこともやる必要があるのではないかと。あまり高校生とか新しいことに目が行って、現実やっていることに対して目が向けられていないような気がするの。そこが第一段階で我々が本来やるべきところではないか。本来というか、やらなければいけないところ、一義的に。それはどこを見ればいいのかと。というふうに、言ったじゃないですか。でも、そういうふうに直っていないのですよ。

別に高校生の支援を否定している訳ではなくて、やった方がいいと思います。思うのだけれども、

これを読んでもらって、我々が説明する場なんかないのだから、読んでもらって、区民の人が意見を言う訳でしょう。それがそもそも論で誤解に立った意見では、説明、あるいは記載が不足しているということだよ。

せっかく意見をもらっているのだから、内容を全部分かった上での意見が欲しい訳だよ、単なる誤解ではなくて。だから、誤解しないような表記をしておかなければいけない訳でしょう。

○中村委員 これは質問なのですけれども、現実小中学校では、不登校への支援というのは、何をやっているのですか。

○教育指導課長 まず、例えばですけれども、不登校になりかけのお子さんに関しては、スクールカウンセラーとかを使いながら、親御さんとの面談とか、そういうことをやりながらの精神的フォロー等を行っています。また、不登校の要因によっては、保健室登校など別登校しながら、そのお子さんの学習がおくれないようにしながら、不登校が継続しないようなためには学習が必要ですので、そういったものをする。

場合によっては、なかなか友達関係で回復できなとかさまざまな要因で、例えば騒がしいところにいられないというようなお子さんがいた場合には、つばさ教室に行って、つばさでの学習を積み重ねるとか、そういったような学習及び精神的なフォローを学校としてはまず行っている、つばさ教室とともに、ということが、まず対策の1番でございます。

中には、私学等をやめられて公立中学校に入ってきたのだけれども、公立中学校でやっぱり前の友達がいるから行きたくないというお子さんに関しては、それでは例えばNPO等のやっているもの、または学習塾等とか色々なところで、校長が認める範囲で、そのお子さんの学習状況を把握しながら、訪問したりしながら、登校と同じ扱いにしてあげるという文科の通知に基づいた対応をしている。そのことによってつながりながら、進学指導しながら、お子さんを高校へ送り出すということをやって、学校へ引き戻すだけが不登校対応の仕方ではないので、その子の将来を見据えたさまざまな、その子に応じたやり方を学校と教育センターが中心になって、行っているというのが現状でございます。

○中村委員 そうすると、①の高校生、不登校への支援の上で書いてある2行目のところ、「個別の事情に応じた支援につなげる」、その前の「保護者の理解促進を図るとともに、個別の事情に応じた支援につなげる」というのは、今、松田課長が言われたものが、この「個別の事情」に含まれるということですかね。そういうことですよ。小中学校でやっているものも、高校生の場合でも、できることは、この個別の事情の中に入ってやっていくということですよ。

○教育長 現実としてやっていると。

○中村委員 そういうことですよ。

○教育長 それでいいのかと。

○中村委員 なるほど。それでいいのですか。

○教育長 予算をそういうふうに要求している。

○教育企画担当課長 高校生の不登校の支援については、講演等を行って保護者の理解促進を進め

るとともに、高校生の場合、不登校の場合、さまざまなケースで不登校に陥っている場合があると思いますので、そういったところの支援ができるような機関の情報提供をして、その先の支援につながるきっかけづくりをするための事業という形で考えています。

○中村委員 別ですよ、結局、小中学校とは。

○教育長 そうじゃないでしょう。教育指導課長。

○教育指導課長 基本的に、高校生については、都立高校や私立高校に行っているお子さんたちなので、都立高校については、当然都の方の事業でそういった子たちの追っかけをしてフォローするような事業がもうでき上がっていますし、港区においても、つばさ教室等を中心にして、高校生、小学校、中学生の親御さんを分けずに、不登校講演会とかそういったものも定期的に行っております。また、つばさ教室で、つばさを卒業して不登校になったお子さんは、まだつばさの方でも相談に応じるようなこともやっているのが現状でございます。

○中村委員 つばさ教室は、高校生を受け入れているのですか。

○教育指導課長 いや、受け入れは、今、現段階ではしていません。

○中村委員 していないのですよね。

○教育指導課長 はい。

○教育長 だから、ここの高校生支援というのは、何やるのって、教育企画担当課長と教育指導課長の認識がちょっと違わないですか？ 今の2人の答えは。

では、教育指導課長に聞くけれども、何をやるのか。担当が違うからではなくて、それが分かった上で、ちゃんと中村先生の質問に答えなければだめよ。ここの意味するところを聞いているのだから。

○教育指導課長 私は、これを今からつくるのだということで認識しているので、具体的な策について細かく、まだ打ち合わせはできていません。

○教育長 そうすると、答えるのは、教育企画ではないのですか。例えば何やるのということになるように思うので。

○教育企画担当課長 なので、先程お答えした形で今、考えております。小中学生についての支援はしっかりやった上で、新規の事業としてこちらを載せているような状態です。

○教育長 うん。だから何を……。

○教育企画担当課長 結局、今その部分について、小中学生についての不登校支援をやっているという記載については、先程申し上げた71ページの③のところとか、後ろのページの表の未来応援施策の資料のところには記載はないと思います。

ですので、こちらについて、今、パブリックコメントをこれから出すまでの間に、そういったところについても、しっかり修文をする必要があると思いますので、そちらを検討したいと思います。

○教育長 いずれにしても直すということでもいいのですね。

○教育企画担当課長 結局、素案として、これが決定をされておりますので、基本的には成案にする段階でまたこれからパブリックコメントの意見を得たりとか、その他意見が出てくると思います。

子ども・子育て会議等もありますので、その意見を経て、最終の成案をつくるところで修正をするという。

○教育長 だって、今、ちょっと答えたときは、パブコメをやる前に修文をすと言ったではないか。それだったらいいよ。そうしたら、区民が見たときにちゃんと直されたものを見られる訳だから、その上で意見を言えるではないですか。それが成案だったら、このまま行ってしまう訳でしょう。成案のときに直すというのだったら。それではだめでしょうと言っているの。

○教育推進部長 そこは、議会も含めてちょっと調整させていただきたいのですけれども、ただ手続のお話をさせていただくと、本来であれば今日の教育委員会で審議いただいて、ご意見を踏まえた上で議会に報告をして、そのあとパブリックコメントというスケジュールなのですけれども、ちょっとスケジュール的にもうちょっと余裕を持ってつくればよかったのですけれども、そこは大変申し訳ないのですけれども、明日、区民文教常任委員会に報告することになっていて、そこで今日のこちらの素案で説明をすることになっています。

そのあと、パブコメをまた、その修文をした内容でかけるとなると、議会との調整がまた必要になってくるということですので、そこはちょっとどこまでできるかというのは調整をさせていただき、いずれにしても、最悪の場合でも、成案のときには修文をしたものを出していくというふうに考えます。

○教育長 今、説明したように、あまりにも日程を考えていない。パブコメをただやればいい、アリバイづくりだよ。我々として、この段階で、予算関係の、最初に表紙に書いてくれたように、もうこれはやむを得ない。今の段階で予算なんて毎年決まっていなかったから、そこはやむを得ないと思うけれども、少なくとも中身の表現の問題で、やっていることが本当に書いてあって、これを読んで理解してもらおうというスタンスがない中で、中途半端にパブコメを出すというのは、まさにアリバイづくりだよ。ただパブコメをやりましたということだけをとりたいたに映ってくるよ。これも、すごい区民をばかにしているのではないかと思うのだけれども。

それはなぜかという、今、部長が言ったように、スケジュールがハードだからって緩やかにすればいいじゃないか。もっと早くこれを始めればいいじゃないか。こういうふうになる、でしょう。これ以上は言わないけれども、ちゃんとやらないと、せっかくよかれと思ってやっていたことが、みんなだめになってしまいます。

緊張感がないなと思ったよね。これは教育委員会だけではなくて子ども家庭支援部も一緒につくり上げているので、同様に子ども家庭支援部にも言いたいところだね。スケジュールを決めたのは、両方で決めたのか、子ども家庭支援部が中心になって決めたのか分からないけれども。

一応そんなような状況なのですけれども、ほかの点で、ご意見、ご質問があれば。

○山内委員 今のことにも関係するのですけれども、前回申し上げたこと、つまりどう成果を評価するかという思想を入れていかないと、なかなか今のような問題というのは、こういうところに特記で入れ込めないと解決しないのではないかなというふうに思って聞きました。

ちょっとだけ解説すると、こういうサービスの評価をするときに、一つは、医療なんかだと、ま

ずストラクチャーの評価というのが、まずある訳ですね。ストラクチャーというのは、要は人数だとか、箱物とか、量的な部分とかの充足がどうかという話なのです。2番目にあるのが、プロセスの評価なのです。つまり必要なニーズがあるところに、必要なものを行ったかという評価がある訳ですよ。そして、3番目がアウトカム、その質の評価、成果の評価なのです。

それをどうバランスよくしていくかということが必要で、前回何々をしたというところまでは書かれていても、そのアウトカムというところについてあまり目が行っていないのですねということ意見を申し上げたのです。

今、ちょうどソーシャルワーカーの例があるので、それを上げると、スクールソーシャルワーカーの場合、置けばいいということではなくて、置いたことによって、例えば不登校の子どもに対してどういう支援をできたとか、あるいはそれを、前と比べて、置いたことによってどれだけ改善したかというようなことをそこで確認するということが、本来求められるのだらうと思うのです。

もちろん区のサービスの中には、例えば放課後のサービスとか、あるいは共働きの人への支援とかというのは、数の充足というところで十分なところもありますけれども、一方で、ソーシャルワーカーのこととかそういうのは、やっぱりそれによって、どれだけ本来の目的としたものを達成できたかというところが入ってくる。それがきっと必要なのだらうと思うのです。

前は、分かりやすい例として、乳児家庭全戸訪問事業というのを例にしましたけれども、それは、ある意味でそれに必要なスタッフをそろえるというのがストラクチャーの評価だし、それから、どれだけ面接したかというのはプロセスの評価の成果かもしれませんが、もともとの目的が、例えば育児不安の軽減だったり、産後うつ予防だとすれば、それによって、どれだけそういう人を把握して専門的なサービスにつなげたかというところでアウトカムの評価になるということで前回も申し上げた訳ですけど、そういうことを積極的に入れていくと、こういう資料というのはもっと中身がおもしろくなるし、次の展開、工夫につながるのだらうと思いつつ聞きました。

ですから、今の高校生支援のことも、まずソーシャルワーカーなどの小中でやっていることの数の充足だけではなくて、それがどういう成果を生んでいるのか。で、その成果を今度どう生かせるかというところに、これをつなげて書いていければ、もっと説得力は増すし、きっとそれだけ書けるものを港区は持っているのだらうと思うのですよ。少しそういう思想をお入れになったらいいのではないかなというふうに思いました。

もう一つは、何でそれを上げるかという、きっと港区というのは経済的には余力がある区なので、比較的色々なことができる区だと思うのです。それは手を広げて色々なことはやれると思うのですけれども、やって終わりではなくて、やっぱりやった中でより成果があるものを残しながら、そして、あまり成果が思った程、数は充足しても、本来の目的に対してはあまり効果がなかったところは、それをまた置きかえていくという工夫をすることで、よりサービスがよくなりますし、コストの面でも、どんどん膨れないで済む訳です。何かそういう発想を入れていけたら、もっともっと魅力的なものになるのではないかなというふうに、実は、今のやりとりを聞いて、伺ってしまし

た。

今回はそういうことまで入れる時間はもうないと思いますけれども、一つ一つの事業に、そういう感覚を入れながら見ていくと、もっと中身に踏み込んだ積極的な議論ができるのではないかと思います。

○教育企画担当課長 ありがとうございます。しっかり今後は進捗をしていくところで、子ども家庭支援部とも話をしておりますけれども、今、数的なところ、もちろん数的なところは大切なものもあるのですが、質のところについても評価をして、進捗の状況報告をしていこうということで、この間の教育委員会でご意見いただいた内容は伝えております。今後しっかりそういったこともやってみたいというふうに考えています。

○教育長 確認だけでも、今の山内先生のお話は、13ページ以降に、いわゆる量の評価はしているみたいだけれども、質の評価、成果という面での部分は、成案の中で入れ込むということではないですか。でないと全然生きないものをこれ、つくろうとしているので。

○教育企画担当課長 どのように触れていくのか、ちょっと書き方も含めて、子ども家庭支援等とも相談をします。

○教育長 うん、入れ込むというより、別にどう入れ込むというのは、それはまたここで審議される訳ではないですか。庁議でも審議される訳でしょう。案とりのときに。そうよね、最終形のときに。

○教育企画担当課長 そうです。

○教育長 だから、それはやるということではないですか。いや、返事がないと。山内先生、ただ意見を言っただけで終わってしまうので。

○教育企画担当課長 その方向でやるようにします。

○教育長 お願いします。

ほかにいかがでしょうか。

そうすると、時間がない中で、具体的に言うと、明日、区民文教常任委員会に報告するという事なので、これで区民文教常任委員会に報告して、もちろん区民文教常任委員会でも意見があると思います。それで、パブリックコメントして、区民の方からもまた意見があると思うので、それを受けて、それから、今日のこの場での意見を受けて、次の段階、パブコメが終わった段階でのつくり込みのときに入れるという前提で、採決をとらせていただきたいと思います。

議案第75号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第75号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 港区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第76号「港区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則に

ついて」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、資料ナンバー 3、港区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則について、説明いたします。

資料ナンバー 3-3 の、タブレット番号 4 / 4 をご覧ください。審議内容は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、港区社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正するものです。

項番 1 です。成年後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されました。こちらの法律の改正によりまして、地方公務員法に定められた欠格条項から成年被後見人等が削除されました。このことに合わせて、港区社会教育指導員の欠格条項から成年被後見人等を削除する必要があります。

項番 2 です。タブレット番号 3 / 4 をご覧ください。上段が改正案になります。港区社会教育指導員設置等に関する規則の第 3 条の 1 を、「いずれかに」に変更するとともに、「成年被後見人又は被保佐人」の部分を削除いたします。

タブレット番号 4 / 4 にお戻りください。項番 3 です。成年被後見人等に係る改正については、法律公布の日である令和元年 6 月 1 4 から起算して 6 カ月が経過した日とするため、今回、令和元年 1 2 月 1 4 日といたします。

説明は以上です。よろしくご審議の程ご検討くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

「いずれかに」に変えたじゃないですか。これは二つになったから、「いずれか」になったの？

○生涯学習スポーツ振興課長 文書係の方に確認したところ、このような形で変更するようということでした。

○教育長 その理由は。「三つ」でも「いずれか」にでもいいような気がするのだけれども。

○生涯学習スポーツ振興課長 済みません。文書係の指示に基づいて修正したために、理由までは確認はとっていないのですけれども、理由を確認しておきます。

○教育長 「いずれか」と言うと、二つだから「いずれか」というのもあるのでしょうかね。でも、一方において、三つでも、四つでも、「いずれかに」になるのかな。確認しておいてください。この教育委員会で間に合えば。

ほかにいかがでしょうか。

○教育指導課長 教育長、今のことについて、文書係から我々は聞いているので。

○教育長 では、いいですよ。言ってください。

○教育指導課長 以前の文書係の表現としては、「一に該当する」という表現を前は統一して使っていたのですが、「いずれかに」という表現に統一するというふうになったと聞いています。なぜ

「いずれかに」ということに統一しなければいけないことについては聞いていませんが、今、全ての文書について、このように修正をしているという状態の中の一貫だという。

○教育長 やっぱり聞いてきてよ。それを聞きたいのです。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第76号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第76号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 港区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第77号「港区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、資料ナンバー4、港区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。資料4-3、タブレット番号4/4をご覧ください。

審議内容は、先程の議案76号と同じ理由なのですけれども、この法律が施行されることに伴いまして、港区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正するものです。

項番1です。こちら、先程の議案第76号と同様の趣旨のため、説明を省略させていただきます。

項番2、規定整備の概要になります。タブレット番号3/4をご覧ください。上段が改正案になります。港区青少年委員の設置等に関する規則の第3条、「一に」を「いずれか」に変更するとともに、「成年被後見人又は被保佐人」の部分を削除いたします。

タブレット番号4/4にお戻りください。項番3、施行期日になります。先程の理由と同様なのですけれども、こちら、令和元年12月14日を施行期日といたします。

説明は、以上になります。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

これは確認なのだけれども、さっきと同じなのだけれども、施行期日が12月14日というのは、このもとになっている成年後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく措置。法律というものの施行が12月14日なの。

○生涯学習スポーツ振興課長 公布の日が令和元年6月14日だったことから、6カ月経過した12月14日が施行期日となっているということです。

○教育長 というか法律が施行していないと、公布があってもだめではないですか。簡単に言うと、12月14日は何で施行日なのかと、そういうことです。教育指導課長が答えられるでしょう。

○教育指導課長 先程申しました成年後見人制度の利用の促進に関する法律にかかわる他の法律の

施行日が12月14日であるためということです。

○教育長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第77号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第77号については原案どおり可決することに決定いたしました。

5 港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第78号「港区立学校等に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、議案資料ナンバー5から5-3までということで、先程の議案76、77と同じ理由で改正を行うものになります。

先程申しました成年後見制度の利用の促進に関する法律で、こちらの講師に係るものにつきましては、地方公務員法、学校教育法、教育職員免許法、これらの法律が12月14日に施行されるということで、それに伴いまして、港区立学校等に勤務する講師の欠格条項も、全て同じように削除の必要があるということと、今回の削除と合わせまして規定の整備ということで、文言を整理させていただきました。それについては、資料の5-2等に新旧対照表であらわしたとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問をお願いします。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第78号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第78号については原案どおり可決することに決定いたしました。

6 港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について

○教育長 次に、議案第79号「港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは、本資料ナンバー6をご覧くださいければと思います。2ページ目になりますが、港区立郷土歴史館特別展示室の観覧料についてでございます。審議内容につきましては、特別展示質で開催します企画展につきまして、観覧料を下記のとおり決定したいと考えてございます。

内容につきましては、今回新たに指定をされました港区指定文化財を紹介するということと、最近発掘されました埋蔵文化財の発掘調査の成果について、紹介させていただきたいと思っております。

企画展の名称につきましては、「未来に伝えよう！みなと遺産—新指定文化財展／発掘調査速報展—」ということになってございます。開催期間につきましては、令和2年1月4日から令和2年の4月5日の日曜日までと考えてございます。

観覧料につきましては、企画展のみ観覧する場合は、大人200円、小中高生につきましては100円、常設展と同時に購入した場合は大人400円、小中高生につきましては100円で、裏面に移っていただきまして、参考で団体の場合の記載をさせていただいております。また、下段の方には、今年度、令和元年度に指定をされました指定文化財について、参考のため、記載をさせていただいております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

これも企画展、3回目でしたよね。4回目ですか。歴史館で。

○図書文化財課長 企画展だと3回目です。

○教育長 そうですね。これは確認なのですが、そもそも企画展の観覧料の料金設定は、こういうふうにやりますというのが、何かありませんでしたか。

○図書文化財課長 企画展も特別展も基本は同じなのですが、その展示の作品とか、展示のケースであったりとか、印刷をするケースであったり、それにかかわる経費であったり、印刷経費、広告費も含めてなのなのですが、あとアテンダント経費、清掃、光熱水費等、それにかかわる部分を抽出した上で、来場する予定者数で割って、金額を割り出しているというような状況になっています。

毎回、今回は3回目ですが、大体今回も同じです。大体200円で今やれています。というのは、変わらないというのは、同じように大体印刷費がかかったり、固定費がかかっておりまして、今回お借りするものというのは、区内からお借りするものであって、運搬料が大きく変わるものではないとか、そういったもので、200円で抑えられているというような状況でございます。

○教育長 それは、前回、前々回は、200円じゃないよね。

○図書文化財課長 企画展は200円でやっています。特別展についてはまた。

○教育長 そうすると、これは企画展でしょう、特別展ではなくて。企画展の場合の料金設定の考え方はどういったものですか。

○図書文化財課長 基本的にかかる金額を割るのは同じでございます。ただ、特別展の場合は、遠方から借りてくるための、例えば輸送費がかかったり、返しに行くためにまた金額がかかったりと、その金額が相当かかってくる場合がありますので、今回の「オーストリア展」なんかも、東大ともし一緒にやらなければ、オーストリアから持ってくるものと、また返しに行かなければいけないということで、かなりの金額が上乗せになってしまいますので。

○教育長 分かりました。では、今回から。今回も出ていないのだけれども、200円のそういう考え方があるとすると、積み上げでやったものを来場者数で割るのでしょうか。だから、それでやっているといくらになるというのを出した上で200円というふうに説明しないと、200円で「まあ、こんなものかな」となってしまうのではないかと。それはやった方がいいと思います。特別展もしかり。

○図書文化財課長 分かりました。次回から、そのようなお示しの仕方にしたいと思います。

○教育長 それでやると200円なのでしょう。

○図書文化財課長 今回は255円を出ていまして、それを切り捨てるということで毎回やっておりますので、200円になってございます。

○教育長 そういう説明をしてくれると、まあ200円だなとなるので。

○図書文化財課長 分かりました。

○教育長 それから、ものすごく、ちょっと細かいこといいですか。展示室の観覧料なのか、企画展の観覧料ではないの。

○図書文化財課長 条例上ですけれども、特別展示室に対して観覧料がかかるということになっています。ということから、特別展示室の観覧料ということで、題材。おかしい、何かうーんと思うところはあるのですけれども、これも一つの条例のつくりから、こういった表記がされているということです。

○教育長 確かに企画展、特別展の観覧料と言った方が分かりやすいのだけれども、そうすると、審議内容のところの表現がちょっと違うよね。

○図書文化財課長 そうですね。審議内容のところも、本来であれば「展示室の観覧料」というふうな表現になるのですけれども、ここはちょっと分かりやすい観点から言うと、実際は、この企画展ということでちょっと書かせていただいたので、どちらかに統一するということでもよろしければ、統一させていただきます。

○教育長 それは言葉の使い方だから、分かりやすいように、なおかつ誤解がないように。

○図書文化財課長 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第79号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第79号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第3 教育長報告事項

1 平成30年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る『今後の取組の方向性』の事後点検内容について

○**教育長** 日程第3、教育長報告事項に入ります。「平成30年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る『今後の取組の方向性』の事後点検内容について」説明をお願いします。

○**教育長室長** それでは、報告事項1番、平成30年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に係る「今後の取組の方向性」の事後点検内容について、ご報告いたします。報告資料ナンバー1の1番の概要のところをご覧ください。先程の審議事項にもなっていました地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく執行状況の点検評価を実施していく中で、今後の取り決めの方向性を教育委員会の評価に基づき、毎年お示しをしています。その内容の取り組みにつきまして、翌年度に事務点検を実施するというので、今回、昨年度の点検評価で評価をいただいた今後の取り組みの方向性、こちらについて、その後の実施状況をご報告するものです。

それでは、資料の2ページをご覧ください。全部で六つ事業がございますが、それぞれ概要をご説明します。

まず、「スポーツを楽しむ心の育成事業」ですけれども、昨年度の点検評価での今後の取り組みの方向性としては、オリンピック・パラリンピック教育を教育課程に位置づけ、外国文化についての学習とともに、アスリートとの交流などを実施しているところですが、これをさらに、そういった取り組みを通じて世界の多様性を知り、さまざまな価値観を尊重することができる子どもを育成するという方向性を打ち出しました。

具体的な取り組みとしてはアスリートとの交流ですが、取組状況としましては、元年度について、アスリートとの直接交流を幼稚園で2園、小学校で11校、中学校で9校、新たに計画いたしております。具体的な事業内容としまして、(1)夢・未来プロジェクトとしまして、アスリートから話を聞いたり、ともにスポーツを体験したりするということを記載のとおりで実施しております。また、過去にパラリンピック競技応援校ということで、パラリアンとともに障害者スポーツを体験する事業を下記のとおり実施いたしました。

次に、オリンピック・パラリンピック教育を通して育む資質・能力ですけれども、ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚といった「オリンピック・パラリンピック教育を通して育む資質・能力」の育成を行うことで、大使館との交流ですとか企業、関係機関との連携を通じまして、いくつかの事業を実施してきているところです。

3番ですが、こうした取り組みの成果の継続ですけれども、オリ・パラが終了後もこういった取り組みを続けていくということで、これまでの取り組みなどにより、学校のみならず、家庭や地域、企業が一体となって、幼児・児童・生徒を育成する取り組み、システムが構築できつつあり、現在、この成果を大会実施後も、指導計画に位置づけて、特色ある教育活動として継続していくということで考えております。

次に、3ページ目の事業の二つ目、「グローバル化への対応」ですけれども、こちらでは英語力、コミュニケーション力の向上などとともに、港区ならではの力の成果についても、成果としていく

必要があるということでの取り組みです。

まず日本語学級では、日本語の指導を必要とする外国人児童が増加していることから、その指導の質の向上を図っていくということです。今年度のこれまでの取り組みとしましては、日本語学級が設置されているところで、合計82名の児童・生徒が学習をしています。そこでは、東京都教育委員会が作成したテキストなどを活用しまして指導を行うとともに、日本語指導研修会を年2回実施する予定であります。

2番目の日本語適応指導です。今現在45名の児童・生徒を、12名の日本語適応指導員が指導しているところです。上のところと同じように、東京都教育委員会が作成したテキストで指導を行い、日々の生活でのコミュニケーションスキルや日本語の理解が高まってきている状況です。また、指導主事が事業の観察などを行い、校長あるいは担任、日本語適応指導員等と協議を行って、今後の指導方針の共有とか、指導法の改善を図っています。

3番目の国際学級での取り組みですけれども、今現在、南山小学校と東町小学校に設置されていますけれども、11月に国際学級講師の情報交換を目的とするEST連絡会を実施し、そちらで指導の質の向上を図っています。また、地域、保護者とともに、国際学級のよりよいあり方について考えるESC運営委員会を7月に開催をしております。今後とも、保護者の理解を一層深めていく取り組みを続けてまいります。

4ページ目の方をご覧ください。「学校支援地域本部事業」、今年度から「地域学校協働活用推進事業」に名称を変更しておりますけれども、地域の住民、企業、NPOなど、幅広い参画を得て学校を核とした地域づくりをやっていく事業ですが、まず学校及び地域の教育力の向上ということで、「みなと学校支援情報」を作成し、出前事業プログラムを実施しています。

また、地域が学校を支援するという一方向の関係でなく、双方に継続的なパートナーとして連携、協働し合える関係性の構築に努めるということの方向性等を示したものです。これまでの取り組みとしては、出前事業を継続的に実施するとともに、学校が地域行事に参加する際に、地域コーディネーターがかかわることで、地域の学校がパートナーとして連携・協力し合える関係性を構築する一助となっています。引き続き、こうした取り組みに努めてまいります。

2番目の学校支援地域本部の各校設置についてですけれども、現在新たに幼稚園2園、小中学校7校が、5年までに設置され、全部で2園16校が設置され、活動が行われている状況です。具体的な設置項については以下のとおりです。

それから、3番目に地域コーディネーターの育成ですけれども、東京都や区が主催するコーディネーター研修に参加してもらって、その質の向上を図っているところです。今年度は、年が明けた1月と2月に開催が予定されています。

次に、5ページの方をご覧ください。「ポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業の実施」です。こちらは、国際大会などで活躍してもらおうボランティアの方を育成するために基礎知識やボランティアリーダーとなる人材を育成する取り組みですが、まず1番のポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業の推進です。講座について、これまで8回だったものを12回に拡大する。また、

スポーツボランティアの実践の場として、MINATOシティハーフマラソンなどで活動できるよう支援するとともに、受講対象者の年齢を18歳にするという取り組みの方向性を定めています。

これまでの取り組みとしまして、ボランティアの各自のスキルに合わせてレベルアップが図れるよう、基礎知識やリーダーとしての技能を学ぶ講座を充実するとともに、普通救命講習やアイスブレイクの手法を学ぶ講座も実施しています。また、受講の対象年齢も20歳以上から18歳以上に引き下げを行っているところです。

さらに、実践の場として区主催のスポーツ教室とか、10月に予定されているシティハーフマラソンなど、競技団体が主催する大会を活動の機会として提供をしているところです。講座内容、実践活動については記載のとおりです。

2番のポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業のレガシーとしての取り組みですけれども、現在、オリ・パラを控えてスポーツボランティアに対する機運も高まっているところですので、大会終了後も支えるボランティア活動が継承されるよう、登録制度に向けた基盤づくりや定期的な研修講座を開催して、継続的なスキルアップを図る等の方向性を示唆していました。

これまでの取組状況ですが、スポーツを「支える」活動の定着のため、登録制度を構築するよう港区体育協会やスポーツ文健と、活動の場を確保できるよう調整を進め、継続的に講座を実施することで、ボランティア活動に必要な知識を学ぶ機会を提供できるよう取り組んでいるところです。

次に、6ページ目の「図書館の多様なサービスの向上」です。こちらが、区立図書館に求められるサービスを多様化して、ここから利用者のニーズを丁寧に継続的に把握して、さらに図書館サービスの向上に取り組んでいくということです。

まず三田図書館等の整備ですけれども、今年度に、これまでの開設に向けた新たなサービスの導入とか、ビジネス支援コーナー等の設置について、検討を行っているところです。さらに、今年度に入りまして、新三田図書館へ移管する資料や開館に向けたスケジュールの画定、策定を予定しております。

取り組みの2番目、高輪図書館やみなと図書館の環境づくりですが、高輪図書館については内装改修で児童コーナーと一般コーナーの間に、声の反響を抑えるボードを設置するなど、利用者の方の声に基づく改修工事に取りかかっています。みなと図書館でも、施設の老朽化への対応のほか、見やすい掲示板の設置、英語の多読コーナーの常設など、利用しやすい環境づくりを行っています。また、夏休み期間中に学生専用席を設置するなど、各館が積極的に利用しやすい環境づくりにも取り組んでいます。

最後のところの7ページをご覧ください。「みなと子ども読書まつりの充実」です。こちらは、子どもが本と出会うきっかけをつくったり、保護者が子どもの読書活動の重要性を啓発するために、みなと子ども読書まつりを開催していますけれども、より多くの子どもや保護者が参加しやすい環境を整えるということで、まずイベントの拡充を行っています。春のこども読書週間や、秋の読書週間に合わせた1カ月間を「みなと子ども読書まつり」として、この期間内にさまざまなイベントを集中的に実施しています。今年の春の子ども週間では、記載のとおり6館1分室で各種事業を

行い、延べ1, 574人の参加がありました。昨年度、29年度は700人でしたので、参加人数は倍増しています。また、平成30年度の秋には、ビブリオバトルを開催して、投票や観戦を行い、小学生から大人まで幅広い参加を見ました。

2番の利用者のニーズを把握した事業計画ですけれども、平成31年2月に開催した中高生懇談会で、相互の意見交流とか意見交換等を行い、提案された意見をもとに、区立図書館推薦図書リストの掲載冊数を増やしています。こうした中高生の声も事業に反映させているところです。

3番の中高生や地域団体、企業、大学等々との協働ですけれども、中高生ボランティアによるおはなし会の実施や、ティーンズ寄席と落語勉強会を芝学園と協働で開催しました。また、中高生が企画・運営することで、活動の場を創出したり、大人の観覧者との交流もあり、相互にとっていい刺激になった事業でした。

昨年度から実施しています地域団体CCクラブとの協働開催による小学生を対象にした「サイエンス講座」、こちらの参加者賞や記念品の企業協賛を得て、中高生書評合戦を行っています。今後、こちらについては継続をしていきます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

○田谷委員 基本的なことですけれども、グローバル化への対応のところで、日本語学級の先生というのは、どういう資格の方々がやられているのですか。

○教育指導課長 日本語の教員の免許というのは特別にある訳ではなくて、そういった、なった際に講習会を受けているということがまず一つ考えられます。特に、自分自身が海外に行かれた経験があって、例えば日本人学校へ行って、そういったことをやっぱり支援する必要があるというようなことを切に思っている方がなっているケースが非常に多いので、状況としてはそういうことになります。

○教育長 よろしいですか。

○田谷委員 そうすると、その日本学級の先生というのは、外国語もしゃべれる訳。

○教育指導課長 必ずしもしゃべれなくてもよいということになっています。基本的に日本語を教えるということがメインで、国の方で用意しているテキストなんかもございますので、その中で、日本の習慣を教えたりとか、また場合によっては、例えば補充の学習の中で、海外では日本の社会とか理科はやっていなかったりとか、そういうところのフォローをしたりとかを含めて出てきます。

○田谷委員 引き続き。今、教育指導課長がおっしゃったようなことというのは、その欄にある「全小中学校から32名の教員が受講し」というようなところですか。

○教育指導課長 そうです。

○田谷委員 さらにもう一つ。日本語適応指導員というのは、どういう方ですか。

○教育指導課長 港区民の方たちの中で、海外在住経験があるとか、例えばそういった仕事、通訳の仕事をしたことがあるとか、学識関係者であったりとか、そういう人たちの中で登録をし、ご協力いただいた方たちに、時給いくらという形で、そのお願いをしているということです。

○田谷委員 分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

ちょっと簡単な方から。5ページ目のポート・スポーツ・サポーターズクラブ事業の実施。これは確認なのだけでも、これの1の事業の推進のところの取組状況の下から1、2、3、4行目のMINATOシティハーフマラソン、12月1日というのは、これは今回の、今度やるやつのことを言っているのですか？ 去年は12月何日だか忘れてしまったのだけれども、1日というのは今回だよ。

○生涯学習スポーツ担当課長 今年度の取り組みなので。

○教育長 このサポーターズクラブのボランティアはマラソンに従事する、今回。マラソンというか、ハーフマラソンにボランティアとして。

○生涯学習スポーツ担当課長 従事します。

○教育長 する。

○生涯学習スポーツ担当課長 実践の場として、もう既に講座の中にMINATOシティハーフマラソンの参加というのは、もう既に講座に当初から入れていますので、従事します。

○教育長 ボランティアとして従事するのでしょうか。そうだよ。じゃあ、変わったのかな。2、3週間前にオリ・パラ担当が説明しに来たときに、ゼロになっていたので、「何で？」と言ったら、去年やったのだけれども、「全然レベルが低い、というのも何だけれども、ボランティアだったので」と言っていたのだけれども。

○生涯学習スポーツ担当課長 ちょっとそのことは、承知していないので。

○教育長 一応従事するの？

○生涯学習スポーツ担当課長 従事は。

○教育長 するということがいいの？

○生涯学習スポーツ担当課長 もう講座に入れていますので。

○教育長 事実であれば別にいいのだ。事実でないことはまずいので。ということの確認です。

○生涯学習スポーツ担当課長 ちょっと、「レベルが低い」という中身がよく分からないので。

○教育長 水をやったりするだけとか。去年従事したのは。

○生涯学習スポーツ担当課長 レベルが低いというのは、ボランティアの方が、レベルが、中身が。

○教育長 やる人が、このぐらいだったら、もういいかなという。やる人がね。従事する仕事が大したことない。

○生涯学習スポーツ担当課長 確かにボランティアされた方からは「この程度のものだったら」というご意見もありましたので、そこを改善するように、今回の12月1日に行われるMINATOシティハーフマラソンでは、もう少しスポーツボランティアとしてできるような役割を与えてほしいという要望は伝えました。結果、どうなったのかはちょっと。

○教育長 結果はやるということでもいいのですか。

○生涯学習スポーツ担当課長 オリ・パラ担当に確認しないと分からないです。結果的にどうい

ふうに。こちらとしては、もう講座に組み込んでいるので、やってもらうという前提で講座に参加していただいているので、それは事実としてあるのですけれども。

○教育長 参加すればいいのだけれどもね。

○生涯学習スポーツ担当課長 分かりました。

○教育長 やるといのは、いいですか？

○生涯学習スポーツ担当課長 割り当てはされています。

○教育長 分かりました。それから、3ページ目の、先程、田谷委員が質問されたグローバル化への対応で、3番目の国際学級の一番最後の「また」のところがありますけれども、教育委員会、あるいは究極的にはこれを担当している各所管課がこういう方向性を定めたとするのよね。「採用面接で国際学級講師の英語力・指導力について厳格に審査し」、それによって「質の向上を図っていきます」と書いてあるのだけれども、それが、右側の取組状況のところに入っていないのよね。記載がないのだけれども、これは記載しないといけないのではないか。

○教育指導課長 ここの中に、「厳格に審査し、講師の質の」ということですが、実際に英語力と指導力を審査することは、かなり難しいということがございまして、この中には記載できていないということでもあります。

○教育長 けど、方向性で言ってしまうのだから、それが難しいというのだったら、方向性に入れられなかったのではないの、その段階で。

○教育指導課長 そうですね。その時点の、平成30年の評価の時点では、そういうことでトライしようとしたのですけれども、実際に、子どもたちへの指導というのと英語力があるということは、またちょっと違うというのが、現状の中です。

○教育長 それは自己否定になってしまうじゃないですか。

○教育指導課長 もう過去の、このあれがよくなかったというふうに捉えると。

○教育長 そうすると、それは書かなければだめではないですか。

○教育指導課長 それについては加筆させて。

○教育長 これだけ見ると応えていないなとなってしまいます。

○教育指導課長 そこについては加筆をさせていただきます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

最後に、これはどうかなと思うのだけれども、どうかなというのは提案ぐらいのレベルなのですが、この30年度の点検評価、最終的にはちょっと保留になった今後の取り組みの方向性も含めたものが、この報告書になってできるのでしょうか。

それで、この報告書自体の中に、この評価委員がいるじゃないですか。評価委員の先生方が評価してくれているのではないですか。意見としてこうなるのだけれども、今回のこの評価委員が評価したものを受けて、第三次評価で、教育委員会で決めて、教育委員会でそれを受けて、今後の方向性を決める訳でしょう。それがどうなっているかというのが、今回のこの報告事項だよな。そのとき、評価委員の先生に情報提供してもいいのかなとちょっと思うのだね。それはどうでしょうか。

やらなければいけない。やらなくてもいいと思うけれども、プラスアルファの情報提供として。

○教育長室長 それについては、これまでも評価委員の方には情報を送っています。

○教育長 やってくれていると。分かりました。

ほかにございましょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 学校選択希望制集計結果について

○教育長 次に「学校選択希望制集計結果について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、教育委員会資料の資料ナンバー2でございます。令和2年4月新入学児童・生徒の学校選択希望制の集計結果と抽選の実施について、報告をいたします。

表の1の方ですけれども、小学校の集計結果となっております。グレーに塗られているところが今年度の抽選実施校です。昨年の御成門、芝、御田、本村、東町の各小学校のほかに、今回は、高輪台、赤坂小学校が抽選実施校となっております、計7校でございます。

まず表の見方ですけれども、例えば一番上の御成門小学校で言いますと、受け入れ上限数が60名、入学希望者が101名となっております、入学希望者の内訳として、通学区域内が90名、通学区域外からの選択希望者が11名となっております、抽選対象者数は11名となります。なお、抽選は、順番待ちを決める抽選となりますので、例えば御成門小学校ですと、抽選対象者数の11名にあらかじめ通し番号を振っております。抽選器で回して、その番号が出た順番に11人の待ちの行列が決まっていくこととなります。

また、兄、姉の優先枠については、通学区域外からの選択希望者数によっては、抽選対象者から除外し、全員繰り上げにする場合もありますが、今回は全員繰り上げることが難しいことも想定されますので、兄姉優先枠内の中で順番を決め、ほかの人たちよりも先の番号とすることにより優先いたします。

また、入学者数については、欄外にも書いてございますが、通学区域内の選択希望票の未提出者、それから私立学校受験者等の区立学校以外の入学予定者も含んでおりますので、私立小学校等の入学者が決定すると減っていくこととなります。抽選校については、過去の私立学校等への入学者の傾向や、転入、転出等の実績等から、抽選校を決定しております。

次のページ、裏面になりますけれども、中学校でございます。抽選実施校は中学校では昨年の三田、高松、六本木中学校の3校に加えまして、今回、港南中学校が抽選実施校となり、合計4校が対象となっております。港南中学校につきましては、例年の私立中学校への入学の傾向等から考えると、全員繰り上げる可能性も高いと思われませんが、教室の空き状況を考えまして、念のため抽選しております。

なお、中学校については、兄姉優先枠はございませんので、通学区域外からの選択希望者数がそのまま抽選対象者数となります。中学校につきましては以上となります。

この集計結果につきましては、11月22日金曜日から、学務課、それから各学校での掲示、港区のホームページで公表をいたします。また、抽選対象の方々には、公表と同じ、個別に通知をします。最終的には、1月に各ご家庭に就学通知を発送し、正式に認定という形になります。

次に、2の抽選の実施についてをご覧ください。抽選は12月3日、火曜日となります。小学校については午前10時から、中学校につきましては午後1時半から、区役所9階の会議室で、公開で実施いたします。

対象者は、学校選択希望票の提出期限日までに、網かけの学校について通学区域外から選択希望した方となります。なお、先程もご説明いたしましたけれども、抽選は順番待ちがすぐに抽選となりまして、その場で当選者を決定する訳ではなく、私立学校合格者等の理由により、入学希望者の辞退者が出ていくことにより、後日振り分けていくイメージとなります。

次に、3番、抽選を実施しない学校についてをご覧ください。学校選択希望票の締切日までに提出された方については、希望票に記入した学校に入学ができます。令和元年11月12日以降の転入・転居により、これから選択希望枠を提出する方は、抽選を実施しない学校について区域外から選択希望をすることができます。ただし、通学区域内への今後の転入者等により、入学希望者数が増加した場合は、選択希望の受け入れを停止する可能性がございます。

説明は以上です。

○教育長 説明が終わりました。ご質問をお願いいたします。

小学校の兄弟優先枠についても一回説明してくれる。やさしく。

○学務課長 小学校は、この表で言いますと上から2番目の列になるのですがけれども、抽選対象者数というところに書かれている数字がございます。この部分なのですがけれども、何と言ったらいいでしょうか。

○教育長 できれば、どこかの学校で、何人と書いてあるところで説明した方が早い。

○学務課長 一番上の御成門小学校の場合で言いますと、今回、通学区域外からの選択希望が11名おりました。そのうち、兄弟優先枠で、内数ですけれども、1名いらっしゃいます。この方については、1名ですので、一番最初、順番待ちを決める抽選としては最優先になるのですがけれども、その下の芝小学校で言いますと、通学区域外から65名の希望者がおります。そのうち7名が兄弟優先枠という形になって、兄弟優先枠となってございますので、その7名について抽選を実施した上で、65名のうち7名については優先的に待ち行列の中に置かれるという、そういう意味でございます。

○教育長 分かりました。芝小学校の7名、65名中だから、兄弟枠の7名と、そうではない人が58いるのでしょうか。

○学務課長 そうです。

○教育長 そうすると、まず何名の中で1から7番目を決める訳？

○学務課長 それぞれの方は、もう既に番号を持っていらっしゃるのです、抽選器を回した上で、その番号が出た順番7名のうちに、1から7番までの順番を決めてしまいます。それが最優先になっ

て最初の方に、待ち行列のトップの方に来るということです。

○教育長 では、兄弟枠以外の人が一番早い人は8番目。

○学務課長 8番目。そうなります。

○教育長 今さら聞くのですけれども、双子の場合はどうするの？ 双子というのは、これから入る人で双子。新1年生、双子の場合。

○学務課長 双子の場合は、2人で一つの番号という形でやります。

○教育長 そうすると、細かい話をしてしまうのだけれども、同じ学校に入れたいという保護者の思い、子どもの行きたいと思いがあつた訳ではないですか。双子が1組と、そうではない兄弟枠が1人いるとするでしょう。そうすると、双子の1組と、そうではない人が抽選して、どちらか1番を決める訳じゃないですか。そうすると、仮に双子の人が1番になるじゃないですか。双子の中でも、結局、その中から1人しか入れなかつた場合は、もうそれはしようがないのか。双子で分かれてしまつた、違う学校へ。

○学務課長 定員を超えた場合でも、双子の場合はワンセットで考えますので、入れることとなります。

○教育長 1人ではなくて2人でも、3人だと3人でしょう。ということでワンセットなのでしょう。

○学務課長 ワンセットです。

○教育長 係長にしゃべってもらわないといけない。

○学事担当係長 それは、もしそういうケースが出てきたら、もう三つ子さんとか五つ子さんとかが出てきてしまつたら。中には希望票でこの子は五つ子だとかというのは先に分かるので、もうそれは、その時点で抽選するかどうかとか、それを含めて検討した上で調整します。

○教育長 というか、さっき、ちょっと変則的なことを言つただけだけれども、双子が1組いるじゃないですか。で、それ以外の兄弟枠があるでしょう。そうか、双子はあまり関係ないのか、兄弟枠とはね。

○学事担当係長 そうですね。

○教育長 双子は別に優先とかそういうのはない訳だね。兄弟枠以外でないよね。一般と同じだよね。

○学事担当係長 そうですね。

○教育長 では、そこに入るか入らないか。

○学事担当係長 そうですね。

○教育長 それは柔軟性をきかせるのでしょうか。もうぎりぎりであっても。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○中村委員 抽選対象が例えば3人で。例えばですよ。双子が4人いたら……。兄弟優先枠が4人いたら1人は抜けてしまうということですね。入れないということになりますか。

○学務課長 教室の状況によるのですけれども、抽選した結果、そういった場合も起こり得ます。

- 中村委員 起こり得ますよね。三つしか抽選対象がなくて、そこに4人兄弟枠がある人が来たら、1人はだめだという場合も出てきます。
- 中村委員 それは出てくるのですね。抽選漏れしてしまう訳ですね。
- 学務課長 はい。
- 中村委員 だけど、それは兄弟優先枠にならない。それ、優先枠というのですか。双子ではなくても。双子ではなくてもですね。兄弟がいるのだけれども、入れない子が出てきます。
- 学務課長 おっしゃるとおり、出てまいります。
- 中村委員 出てくるのですよね。
- 教育指導課長 補足で、今、35人学級に1年生しているケースが多いではないですか。これから先、校舎が足りなくなって40人学級になってしまうのですけれども、35人学級で、36人目を入れても、37人目を入れても、38人目を入れても、法定上は問題ないので。ただ、40人学級にしかできない学級で、41名が来たときに、法令上問われてしまうということですので。
- 教育長 それは2クラスつくらなければいけなくなってしまうのでしょうか。
- 教育指導課長 そういうことです。今のところは、そういう学校はないので、何とか受け入れることはできるという状況ですということです。
- 中村委員 そうする場合でも、1人入れ込むという可能性はある訳ですね。
- 教育指導課長 36人目は。
- 中村委員 36人にして入れ込むという可能性はあると。
- 教育指導課長 はい。
- 教育長 ちょっと背景をね。兄弟枠の話とかを聞いたのは、今回、4定で、多子世帯への支援というのは、子ども家庭支援で出てきているではないですか。これは、普通は保育料を無料にするとか半額にするとか、そういう金銭的な部分の支援なのだけれども、これもある意味では支援ではないですか。一緒に入りたいというところの。お金の話ではないのだけれども。そういう意味で、ちょっと聞いたのです。
- 学務課長 分かりました。
- 教育長 そんなの、双子も兄弟も関係ないですということではなくて、そこは配慮しているということですね。
- 学務課長 そうですね。
- 教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

- 3 後援名義等の10月使用承認について
- 4 生涯学習スポーツ振興課の10月事業実績について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の10月の各事業別利用状況について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の12月事業予定について

7 図書館・郷土歴史館の10月行事実績について

8 図書館の10月分利用実績について

9 図書館・郷土歴史館の12月行事予定について

10 12月教育指導課事業予定について

○教育長 次に、「後援名義等の10月使用承認について」、「生涯学習スポーツ振興課の10月事業実績について」、「生涯学習スポーツ振興課の10月の各事業別利用状況について」、「生涯学習スポーツ振興課の12月事業予定について」、「図書館・郷土歴史館の10月行事実績について」、「図書館の10月分利用実績について」、「図書館・郷土歴史館の12月行事予定について」、「12月教育指導課事業予定について」、この8件の報告事項については配布資料のとおりです。

各報告事項について、ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、それらの報告事項は以上とさせていただきます。

○教育長 本日、予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員から、その他、何かありますか。

○生涯学習スポーツ担当課長 先程の規則に関する規定整備のことについて、説明いたします。

例えば社会教育指導員なのですけれども、欠格条項第3条の中に、一に成年被後見人、被保佐人で、この3条の中には、次に、二に禁固以上の刑に処せられ、三の方に懲戒免職処分を受けた者ということが条文にあるのですけれども、今回、一の部分で「成年被後見人又は被保佐人」ということで、一を欠格条項として削除するというので、今回、規定の整備をする際には、そのもともと「一に該当する者は」というものを、「いずれかに該当する者は」という形に変えるということで先程ご説明したのですけれども、文書係に確認したところ、「一に」という表現がもう古い表現なので、改定の際には全庁的に「いずれかに」という表現に統一するということの説明でした。

○教育長 古いのか。

○中村委員 何のことはない、1から10番の「一に」と書くと、普通は1だけとなるのですが、だけど、文書の見方では「一」というのは「いずれか」という読み方をするので、1から10でも、「一」と書くのですよね。だから、それが分かりにくいのでおそらく。

○教育長 誤解を招かないようにするため。

○中村委員 そうです。分かりやすくさせたのです。確かに分かりにくいです。

○教育長 ちなみに、中村先生、ほかの法令も、そういうふうにして。

○中村委員 いや、それは国のレベルではないですよ。規則の中で、ですよ。

○生涯学習スポーツ担当課長 規則、そうです。

○中村委員 国のレベルはまだ変わっていません。

○教育長 それでは、ほかにありませんでしょうか。

○教育指導課長 港科学館の開設100日前イベントとして、先程控え室の方でお話しさせていただきましたが、12月21日土曜日、並びに12月22日日曜日に関して、旧三光小学校のところ

の体育館を使わせていただいて、これらについて、小中学生、近隣の高校生にはチラシを配り、幼稚園にも配り、実施します。

これについては、区民の皆さんには12月11号の区報の方に載せて周知してまいりますので、先生方においでいただけたらありがたいと思っています。よろしくお願いいたします。

以上です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。山内委員。

○山内委員 先日、郷土歴史館の特別展をかなりゆっくり見てきましたけれども、非常に内容がおもしろいと。日本とオーストリアの交流史という点でも非常に質の高い展示だと思いますけれども、もう一つは、当時の小さなガラス板の写真を、高精度に広まっていく技術ですね。それによって新しい、「ああ、こういう発見ができるのか」と見ましたけれども、資料の活用の新しい方法としても非常におもしろい展覧会でした。そういう意味で、もっともっと多く来場者があるといいなというのの一つです。

それからもう一つは、展示で、東京国立博物館（トーハク）からと、それから外交資料館からの貴重なものを借りて展示をするということができていて、これがやっぱりできると、今度、次、今後色々な展覧会の際に、ほかの館からの協力も得やすくなると思っております。

そういう意味では、やっぱりあそこにより設備の博物館をつくったということと、それから、それなりの管理体制をきちんと整えてきたということと、あともう一つはやっぱり学芸員の方々の努力があつてのことだと思いますけれども、そこは今回の展覧会で港区としてかなり評価して、今後につながるようにさらに後押ししていいのではないかという印象を持ちましたので。一つ印象です。

○教育長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は定例会12月10日午前10時から開催の予定です。よろしくお願いいたします。ご苦労さまでした。

(午後3時55分)

「閉会」

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 薩田 知子